

「雨どいを無料で修理」
トラブルにご注意！！

「自宅ポストに“自然災害で壊れた雨どいを無料で直します”というチラシが投函されていた。火災保険を使うようだが信用できるか。」という相談が寄せられています。

全国の消費生活センターには同様の相談が多く寄せられており、中には「工事内容があいまいなまま強引に工事を始められた」「解約しようとしたら高額な解約料を請求された」といったものもあります。

自然災害による住宅の損傷について、火災保険で補償される場合がありますが、まずは自分で加入している損害保険会社や代理店に連絡して、補償対象になるか、どのような手続きが必要かを確認しましょう。

工事を依頼する際は複数の業者から見積もりをとるなどして、工事内容や契約内容をよく理解したうえで慎重に行いましょう。

契約トラブルにあったらすぐにお近くの消費生活センターに相談しましょう。



★相談発生地域

茨城県消費生活センター

電話029-225-6445

(月～金・日 9時～17時)